

各クラスの保育士は条例により保育士対園児の人数が年齢ごとに定められています。
平成27年度施行の新制度により、認可保育園と地域型保育施設の基準が変わりました。
また、地域型保育施設も市へ申し込みをし、市の保育料が適用となりました。

	認可保育園	地域型保育施設			
		家庭的保育事業	小規模保育事業A	小規模保育事業B	小規模保育事業C
設置者	市区町村、 社会福祉法人、 民間事業者等	個人	制限なし		
対象児童	0～小学校就学前	0～2歳			
規模	20人以上	5人以内	6人以上19人以下		6人以上10人以下
設置基準	園舎	規定なし			
	屋外遊戯場	3.30㎡/人 又はそれに代わる公園	満2歳以上児が利用する場合： 3.30㎡/人 又はそれに代わる公園		
	乳児室 (0,1歳児)	1.65㎡/人	9.9㎡/人 ただし3人を超え る場合は 3.30㎡/人	3.30㎡/人	
	ほふく室 (0,1歳児)	3.30㎡/人			
	保育室、遊戯室 (2歳児以上児)	1.98㎡/人		1.98㎡/人	3.30㎡/人
職員配置基準	0歳児	3：1	3：1	3：1	3：1
	1,2歳児	6：1	補助者あり/5：2	6：1	6：1
	3歳児	15：1			補助者あり/5：2
	4,5歳児	30：1			
職員規定	全て保育士	規定なし	全て保育士 上記定数に1名加算	5割以上保育士 上記定数に1名加算	規定なし

例えば、0歳児を3人保育する場合、施設により下記の違いがあります。

	認可保育園	地域型保育施設			
		家庭的保育事業	小規模保育事業A	小規模保育事業B	小規模保育事業C
有資格保育士数	1		1	0.5(※)	
無資格保育士数		1		0.5(※)	1
施設	4.95㎡/人		3.30㎡/人		

※小規模Bは有資格者5割以上のため

認可保育園と一番近い基準の保育園は小規模保育Aとなります。

そもそも、なぜ地域型保育施設が生まれたのかについては、

- ①待機児童の殆どが0～2歳児であること（2014年度西東京市例：184名のうち0-2歳児：178名）
- ②逆に3～5歳児は定員割れ（欠員）が出ている状態であること
- ③0～5歳施設を作るより簡単に設立出来ること（マンションの1室など）

など、色々挙げられます。

保育士配置基準の通り、園児の年齢が上がれば、保育士1人あたり保育出来る園児数が増えます。
しかし、待機児童が殆どいない3～5歳の施設をこれ以上作っても定員割れが増えるばかりとなり、
赤字運営になる可能性もあります。（預かっている園児数に対しての公定価格が国から支給される）
今後はより設備投資も少なく開設出来る0～2歳児の地域型保育施設が多くなると思って良いでしょう。

有資格者の施設が必ずしも全てで無資格者のいる施設が劣るという訳ではありませんが
どのような保育環境で自分の子が保育されるかについては、ある程度の基準が必要になると思います。
自分の中の基準をどこにするかについては、よく施設を見学して雰囲気を感じて決めると良いでしょう。